

計画作成年度	令和4年度
計画主体	泉崎村

泉崎村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 泉崎村 住民生活課
所在地 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145
電話番号 0248-53-2112
FAX番号 0248-53-2958
メールアドレス jumin@vill.izumizaki.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類・スズメ類・イノシシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	泉崎村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値（金額／面積）	
カラス類	稲	4.4千円	0.004ha
カラス類 合計		4.4千円	0.004ha
スズメ類	稲	1.1千円	0.001ha
	野菜	1.6千円	0.001ha
スズメ類 合計		2.7千円	0.002ha
イノシシ	稲	0千円	0ha
	イモ類	0千円	0ha
イノシシ 合計		0千円	0ha
合計		7.1千円	0.006ha

(2) 被害の傾向

<p>ア. カラス類</p> <p>1年を通して村内全域で生息が確認されており、主に4月～11月にかけて水稲への被害が発生している。</p> <p>イ. スズメ類</p> <p>1年を通して村内全域で生息が確認されており、主に4月～11月にかけて水稲への被害が発生している。</p> <p>ウ. イノシシ</p> <p>村の北西部に生息しており、5月頃から田園地帯に出没し、主に水稲の食害や水田の畦畔の“掘り起こし”被害、“ぬたうち”による田植え後の稲の踏み倒し被害があり、被害件数・面積も増加傾向にある。近年、生息範囲を広げており、付近の住宅地近くでも目撃されている。</p> <p>例年被害報告があったが、令和3年度は被害報告がなかったため、被害状況は</p>
--

0としている。しかし、依然として目撃情報はあげられているため、被害防止のために引き続き警戒が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
カラス類	4.4千円	0.004ha	3.1千円	0.003ha
スズメ類	2.7千円	0.002ha	1.8千円	0.001ha
イノシシ	0千円	0ha	530千円	0.49ha
合計	7.1千円	0.006ha	4.9千円	0.004ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>全体 泉崎村鳥獣被害対策実施隊を組織して、銃器やわなによる捕獲を実施している。</p> <p>ア. カラス類 銃器による捕獲を実施しているが、捕獲数は少ない。</p> <p>イ. スズメ類 銃器による捕獲を実施しているが、捕獲数は少ない。</p> <p>ウ. イノシシ くくりわなを設置して、捕獲している。</p>	<p>隊員の高齢化が進み、次世代の担い手の育成が急務である。</p> <p>銃器による捕獲には限度があるので、生息環境作りが重要である。</p> <p>銃器による捕獲には限度があるので、生息環境作りが重要である。</p> <p>捕獲技術の向上やわな猟免許取得者の確保などが課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	電気柵設置	<p>被害の多い山間部に電気柵設置による被害防止を推進しているが、被害報告の増加など生息区域の広がりがみられる。</p> <p>電気柵設置の継続した推進と、チラシ等によりイノシシの生態に対する理解を深め、対策への浸透を図っていく。</p>
生息環境管理その他の取組み	イノシシの捕獲に対して報償金を支給するイノシシ等捕獲報償金制度を活用し、実施隊の士気向上及び負担軽減を目指している。	散弾銃等の射撃訓練にかかる施設使用料等に対しても、補助金の交付ができないかという意見があげられた。

(5) 今後の取組方針

これまでの鳥獣被害対策は、鳥獣被害対策実施隊のくくりわなによる捕獲を中心としてきたが、隊員の高齢化により、イノシシをはじめとする鳥獣の生息数の増加に対応するのが難しい状況である。このため、住民からの通報などを整理し、効率的な捕獲活動により捕獲率を高める。

また、電気柵等の防護柵の設置を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた取組を行い鳥獣被害を受けにくい地域づくりを目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

泉崎村鳥獣被害対策実施隊に委託し、村内全域の有害鳥獣捕獲を行う。捕獲は村と実施隊が時期・場所の協議を行い実施する。

イノシシ捕獲において実施隊員の活動場の安全を確保する必要から、ライフル銃を携帯しての活動と、緊急避難的な有害鳥獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	カラス類 スズメ類 イノシシ	実施隊と連携し、捕獲効率の向上に力を入れて、捕獲頭数の増加を目指す。 また、イノシシ等捕獲報償金制度等を活用し、実施隊の士気向上及び負担軽減に努める。
6年度	カラス類 スズメ類 イノシシ	前年度の捕獲状況を踏まえて、実施隊と情報共有を密にし、計画的な捕獲を行うことにより捕獲頭数の増加や被害金額及び面積の軽減を目指す。 また、村広報誌等を活用し、狩猟免許取得補助等の情報提供を行い隊員増加を目指す。
7年度	カラス類 スズメ類 イノシシ	実施隊と連携し、捕獲効率の向上を目指すとともに、被害防止対策として生産者に対象鳥獣の防除方法の情報提供を行う。 引き続き、村広報誌等を活用し、狩猟免許取得補助等の情報提供を行い隊員増加を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づき行う。イノシシについては捕獲実績に基づき50頭を目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。
カラス類	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
スズメ類			

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法</p> <p>カラス類 銃器による。</p> <p>スズメ類 銃器による。</p> <p>イノシシ 罠・銃器による。</p> <p>捕獲時期</p> <p>カラス類・スズメ類・イノシシの被害が多くなる4月～11月頃を重点に行う。</p> <p>捕獲場所</p> <p>イノシシによる山間の農作物被害が大きい区域を重点的に行う。</p> <p>捕獲実施</p> <p>住民との協議を行いながら、カラス類・スズメ類・イノシシの捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>くくりわな、箱わなによるイノシシ捕獲については危険が伴うため、実施隊員の活動場の安全を確保する必要から、ライフル銃を携帯しての活動と、緊急避難的な有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>ライフル銃による捕獲時期 通年</p> <p>捕獲場所 村内全域（銃使用の除外区域除く）</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	1,000m 電気柵	1,000m 電気柵	1,000m 電気柵

(2) 進入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	侵入防止柵を設置した地区での草刈りや機械器具点検を行う。 また、行政は侵入防止柵を点検し、改善方法等を指導する。	引き続き、侵入防止柵を設置した地区での草刈りや機械器具点検を行う。 また、行政は侵入防止柵を点検し、改善方法等を指導する。	侵入防止柵を設置した地区での草刈りや機械器具点検を行う。 また、行政は情報を集計し、改善点等を検討する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	カラス類 スズメ類 イノシシ	地域住民からの情報提供を広く呼びかけ、被害発生地域のデータ収集と分析を行い当該地域の被害傾向を検討する。
6年度	カラス類 スズメ類 イノシシ	被害発生地域のデータ分析から得た結果をもとに、鳥獣種に応じた被害対策案を検討し地域住民ならびに自治組合等と連携を図り被害軽減に努める。
7年度	カラス類 スズメ類 イノシシ	前年度までに実施した捕獲内容を精査し、有効であったものを重点的に取り組む。

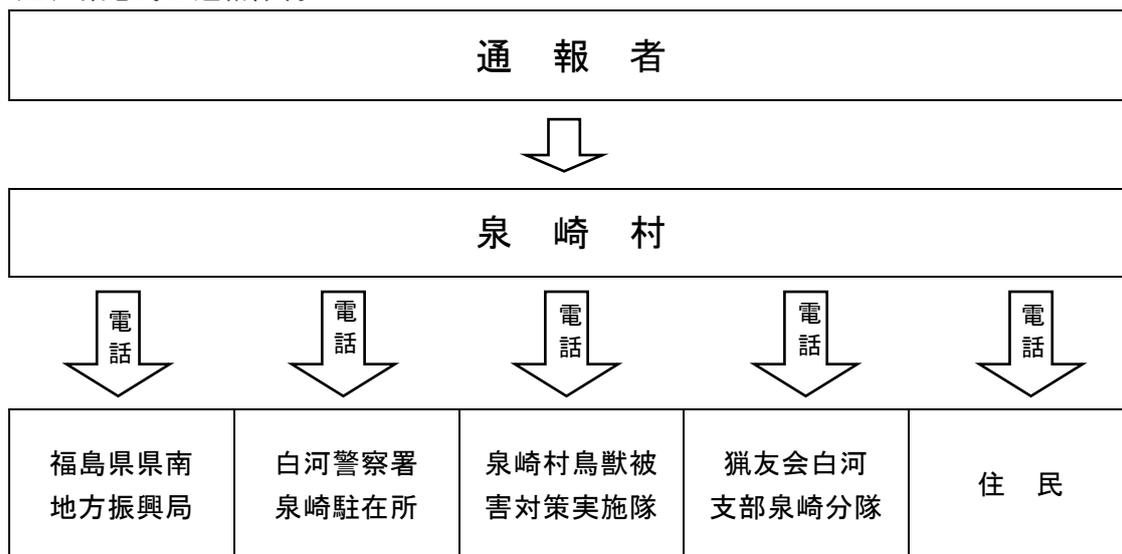
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
泉崎村	実施隊・警察・県へ連絡及び防災無線を使い住民へ注意喚起を行う。
福島県県南地方振興局	情報を集約し、関係機関へ連絡。

白河警察署・泉崎駐在所	住民への注意喚起。
泉崎村鳥獣被害対策実施隊	緊急時の捕獲。
猟友会白河支部泉崎分隊	緊急時の捕獲。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、速やかに処置し適正な施設での焼却又は埋却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	役割
ペットフード	なし
皮革	なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	なし
泉崎村鳥獣被害対策実施隊	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割
なし	なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
福島県県南地方振興局 (県民環境部)	鳥獣保護・環境保全担当の立場から、総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行う。
福島県県南農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物被害の防止に関する情報提供、助言、指導を行う。
福島県県南農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

泉崎村鳥獣被害対策実施隊は平成30年4月1日に設置され、村内における鳥獣の捕獲及び鳥獣による被害防止施策の実施に関することを行っている。
構成員は村内在住者の猟友会会員5名(令和4年4月1日時点)である。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし